

ネットトラブル対策モデル事業
業務委託に係る入札説明書

令和6年6月

山梨県 県民生活部 県民生活安全課

目 次

- 1 一般競争入札に付する事項
- 2 一般競争入札の参加資格
- 3 入札説明書等の交付
- 4 入札説明会
- 5 入札参加資格の確認
- 6 入札参加資格審査結果の通知
- 7 質問及び回答
- 8 入札手続等に関する事項
- 9 無効の入札書
- 10 落札者の決定
- 11 入札保証金及び契約保証金
- 12 契約等に関する事項
- 13 その他

◇入札説明書添付書類◇

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第2号）
- 3 質問票（様式第3号）
- 4 入札書（様式第4号）
- 5 委任状（様式第5号）
- 6 入札辞退届（様式第6号）
- 7 仕様書
- 8 契約書（案）

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、山梨県が発注する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

ネットトラブル対策モデル事業業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書で定める内容等であること

(3) 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 実施場所

仕様書に定める場所

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

④営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 入札の日において山梨県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止措置を受けている日が含まれていない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立ての手続きがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でない者

(5) 県内に事業所を有する者であること。

(6) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行する体制を有すること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書の交付を受けること。入札説明書の交付期間、交付方法等は次のとおりとする。

(1) 入札説明書等の交付期間

公告の日から令和6年6月24日(月)まで

(山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日山梨県条例第6号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付方法

入札説明書、申請様式及び仕様書等は山梨県公式ウェブサイトに掲載するほか、山梨県県民生活部県民生活安全課で直接交付する。

(3) 交付場所

山梨県 県民生活部 県民生活安全課 人権・生活安全担当

所在地：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話：055-223-1352

FAX：055-223-1516

メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

4 入札説明会

本件では、入札説明会を実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。

なお、提出された申請書は返却しない。

(1) 申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

公告の日から令和6年6月24日(月)午後5時(必着)

(県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

イ 提出場所

山梨県 県民生活部 県民生活安全課 人権・生活安全担当(担当者：佐野)

所在地：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

ウ 申請書の提出は、持参によるものとする。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 役員名簿

エ 会社概要がわかるもの(パンフレット等)

オ 業務実績書及び契約書の写し

※契約保証金の免除を希望する場合に提出する。

カ 返信用封筒

6 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格確認の結果を令和6年6月25日(火)までに「入札参加資格確認通知書」を電子メール又はファックスにより送付した後、原本を郵送する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
なお、説明を求める場合は、令和6年6月28日(金)正午までに山梨県知事あての書面(様式は任意)を山梨県 県民生活部 県民生活安全課に持参して行わなければならない。
ただし、郵送または電送によるものは受け付けない。理由は書面により回答する。

7 質問及び回答

別紙様式第3号を用いて日本語で作成すること。

(1) 質問方法及び質問送付先

電子メールによるものとする。なお、メール送信後は下記担当者宛に必ず電話にて受信を確認すること。

山梨県 県民生活部 県民生活安全課 人権・生活安全担当

電 話：055-223-1352

メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問の受付期間

公告の日から令和6年6月24日(月)正午まで

(3) 質問に対する回答

令和6年6月25日(火)までに山梨県公式ウェブサイトへ掲載する。

8 入札手続等に関する事項

入札者又はその代理人は、本入札説明書(以下「説明書」という。)を熟覧のうえ、入札しなければならない。入札後、説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月26日(水)午後2時

イ 場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

防災新館201会議室

(2) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式第4号による入札書を提出しなければならない。

ア 入札金額(入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入すること。)

イ 入札回数

ウ 入札年月日

エ 入札者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印(外国人の場合は署名を含む。以下同じ。)。ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人

の押印は不要とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については訂正を認めない。

(3) 入札金額及び消費税

ア 入札者又はその代理人の入札金額は、本業務に係る諸費用の総額とする。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（いわゆる税抜き価格）に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札及び開札

ア 入札者又はその代理人は、その提出した入札書に書換え、引換え又は撤回することができない。

イ 入札者又はその代理人が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ウ 入札及び開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に係らない職員を立ち会わせてこれを行う。

エ 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及びウの立ち会い職員以外の者は入場することができない。

オ 入札者又はその代理人は、入札及び開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（別紙様式第5号）を提出しなければならない。

カ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

キ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。

ク 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格をし、又は不正の利益を得るための連合をした者

ケ 入札者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

コ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札とする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

- サ 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。
- シ 郵送による入札は、受け付けない。
- ス 最低制限価格は設けない。

9 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書。
- (2) 入札の件名、入札金額のない入札書。
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。
- (5) 入札の件名の表示に重大な誤りのある入札書。
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (7) 入札金額を訂正した入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書。
- (11) 開札時に入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書及び工事費内訳書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、規則第108条の2第2号により免除とする。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(2) 規則第109条に規定する契約保証金を、契約日に納付すること。

ただし、規則第109条の2各号のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとする。

1.2 契約等に関する事項

(1) 競争入札を執行し、契約の相手が決定したときは、落札決定日の翌日から数えて3日以内（県の休日を除く。）に契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県知事が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2) の場合において山梨県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 山梨県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項

別添「ネットトラブル対策モデル事業業務委託契約書（案）」のとおり。

1.3 その他

(1) 入札者又は代理人が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者又は代理人が負担するものとする。

(2) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。

(3) 入札書の宛名は、山梨県知事とすること。

(4) 提出された書類などは、一切返却しない。

(5) 入札参加の辞退

申請書を提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を提出すること。

(6) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。